

比布町地域おこし協力隊(ふるさと納税返礼品開発分野)受託事業者 募集要項

1 趣旨

比布町では、地域おこし協力隊制度を活用し、町の課題解決を図るとともに、その後の定住・定着に向けた取組を行ってきました。

この度、比布町地域おこし協力隊事業委託実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、地域おこし協力隊員(以下、「隊員」という。)と協働し、町の課題であるふるさと納税返礼品開発に取り組む意欲のある企業や団体等(以下「受託事業者」という。)を募集することとしました。

2 応募要件

受入事業者への応募に当たっては、ふるさと納税返礼品開発を行うことのほか、次の各号に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1)町内に本店、支店、営業所、活動拠点を置く法人又は町内に住所を置く個人事業主であること。なお、応募時点で(1)の要件を満たしていない場合は、隊員の募集開始時までには要件を満たすことを条件として、応募要件を満たしているものとみなします。
- (2)隊員を、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、町の課題解決のための新たな取組や挑戦のために必要な「担い手候補者」として雇用すること。
- (3)隊員の活動内容、研修内容に責任を持ち、隊員に対して必要な技術や知識を提供する意志を有していること。
- (4)隊員の町内での生活を支援するための対策を講ずること。
- (5)隊員の任期終了後、雇用の継続や独立の支援など、サポートを継続する意志を有していること。
- (6)運営に関する規則(定款、規約、会則等)を有し、責任者が明確であること。
- (7)町税を滞納していないこと。
- (8)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (9)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (10)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと。
- (11) 政治活動団体及び宗教活動団体でないこと。

- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77号)第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

3 事業委託の仕組み

(1) 受託事業者・隊員・町の関係

- ア 受託事業者と町は委託契約を締結します。
- イ 町は隊員を地域おこし協力隊として委嘱します。
- ウ 受託事業者と隊員は雇用契約を締結します。

(2) 受入事業者・隊員・町のそれぞれの役割

ア 受託事業者

- (a) 隊員を募集・雇用すること。
- (b) 隊員と共同で活動計画書を作成し、町に提出すること。
- (c) 自ら提案した活動に、隊員を単なる補充人材ではなく「担い手候補者」として従事させるとともに、隊員に対して必要な知識や技術を提供すること。
- (d) 隊員と共同で実績報告書を作成し、町に提出すること。
- (e) 雇用契約に基づいて、隊員に対して報酬を支払うとともに、消耗品費や旅費などの活動費を支出して隊員との共同活動に必要な環境を整備すること。
- (f) 隊員の町内での生活を支援すること。
- (g) 隊員の任期終了後の定住・定着を支援すること。

イ 隊員

- (a) 受託事業者と共同で活動計画書を作成すること。
- (b) 活動計画書に基づいて、受託事業者が提案した地域おこし活動に従事すること。
- (c) 活動計画書に基づいて、定住・定着に向けた活動に取り組むこと。
- (d) 受託事業者と共同で度実績報告書を作成すること。
- (e) 隊員活動の公表及び周知に努めること。
- (f) 町のPRおよびイベント参加等町の活性化につながる活動に取り組むこと。

ウ 町

- (a) 受託事業者による隊員の募集を支援すること。
- (b) 委託契約に基づいて、隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で受託事業者に支払うこと。

(3) 財政支援

町から受託事業者に支払う委託料は、隊員1人当たり年額金 5,200,000 円

(内訳:隊員報酬 3,500,000円 活動費 2,000,000円 消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。年度途中での委託の場合の隊員報酬は月割計算となります。

4 財政支援の対象となる隊員の活動

(1)比布町ふるさと納税返礼品開発のための活動

- ・地域資源の発掘、調査
- ・商品の企画、試作、商品化
- ・商品のブランド化、品質の向上

(2)町のPR活動

(3)町のイベント参加など地域の活性化に寄与する活用

(4)その他、町長が必要と認める活動

5 スケジュール

内容	時期
受託事業者の募集開始	令和8年3月2日(月)
応募書類の提出期限	令和8年3月30日(月)
受入計画の審査・受入事業者の決定 (※1)	令和8年4月
隊員の募集開始(※2)	令和8年4月
委託契約締結(※3)	令和8年4月

※1 受入計画の審査の結果、受入計画の修正等を依頼する場合があります。

※2・3スケジュールは隊員の応募状況により随時対応します。

6 応募手続

(1)提出書類

- ア 受託事業計画書(応募・隊員募集用)
- イ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ウ 直近の決算書等、財務状況が分かる書類
- オ 比布町地域おこし協力隊受入事業者宣誓書

(2)提出部数 各1部

(3)提出方法

比布町総務企画課総合政策室に直接または電子メールによる提出

(4)提出期限

令和8年3月30日(月)午後1時必着

※提出先に直接提出する場合、受付時間は午前9時から午後5時までで、土・日曜日及び祝日は受付しません。

7 受託事業者の選定

(1)選定方法

ア 提出書類により、応募要件の具備のほか、事業の実現性や継続性、隊員への支援の内容などを確認します。

イ 担当者によるヒアリングを行う場合があります。

ウ 担当課が実施する審査により、受託事業者を選定します。

※選定の過程で、提出書類の修正を求める場合があります。

(2)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(3)選定結果の通知

受託事業者の決定後、応募者への直接通知および町ホームページへの公表を行います。

8 その他

(1)提出書類は返却しません。(提出書類は、受託事業者の選定以外の目的には使用しません。)

(2)書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。

(3)受託事業者を選定後、本募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合は、受託事業者の資格を取り消します。

(4)隊員の受入れは、比布町一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。

(5)財政支援は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするもので、同要綱が改正された場合は、支援額に変更が生じることがあります。

(6)隊員の活動期間は、原則1年以内とし、3年を限度として期間を更新することができます。財政支援の期間も同様となります。

9 提出先・問合せ先

〒078-0392 北海道上川郡郡比布町北町1丁目2番1号

比布町総務企画課総合政策室

電話番号:0166-85-4802

メールアドレス:seisaku@town.pippu.hokkaido.jp